令和元(2019)年度第3回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時:令和元(2019)年9月30日(月)

 $13:30\sim15:30$

場 所:多治見市駅北庁舎4階第1会議室

出席委員: 榎澤幸広(委員長)、三宅和世(副委員長)、木股孝一、大島香穂里、

(敬称略) 平尾末弘、福田康仁

欠席委員: 佐藤秀樹、熊﨑健一、春田正孝

(敬称略)

事務局: 環境文化部長:若尾浩好、くらし人権課:前田あゆみ、渡邉絵鯉夏

水野秀仁、升田由香

1 はじめに

(1)会議及び議事録の取扱いについて

2 議題

(1) スケジュールについて (資料1)

(2) 改定版素案について (資料2)

(3) その他

次回委員会開催日について 候補日:10月31日(木)

【議事要旨】

【議題1】 改定スケジュールについて

- ○事務局 (説明:改定スケジュールについて)
- ○委員長 議題1について質問や意見はないか。意見がないようなので、議題2へ進める。

【議題2】 改定版素案について

- ○事務局 (説明:資料2)
- ○委員長 事務局から説明があった3頁の体系図について、委員から意見はないか。 現行の指針では2頁に「共通認識」、「本指針を推進するための視点」とあるが、 記載が必要であるか否かについて、委員の意見はどうであるか。

事務局から、基本理念以外に「共通認識」や「本指針を推進するための視点」が記載されている理由について説明願う。

- ○事務局 過去の議事録の中で理由を確認することは出来なかったが、理念を市民に わかりやすく理解してもらうための方法として記載してあったのではないかと考 える。事務局としては、委員のご意見も伺いながら、出来れば引き続き記載してい きたいと考えている。
- ○委員長 市民向けに考える場合、従来の基本理念が難しく具体的なイメージをしや

すいように伝えるための書かれているのではないかと説明があったが、それについて委員から意見はないか。「共通認識」はあったほうがよいだろうか。

- ○委員 あったほうがわかりやすいと思う。
- ○委員 共通認識のところでいうと、「お互いを思いやる」、「お互いを尊重する」、「よく生き合う」など、共通していくことが焦点化されていると思うので、あったほうがよいと思う。
- ○委員長 他の委員から意見はないか。
- ○委員 共通認識の文面はあったほうがわかりやすいと思う。
- ○委員長 他の委員から意見はないか。
- ○委員 理念だけでは理解に乏しいと思うので、あったほうが良いと思う。
- ○委員 人権に関する共通認識は、人権の定義なのだろうか。このような計画を作る時は、現状認識から望む社会に向けた整理をしていく。現行の指針には、向かう社会が基本理念に書かれているから、ここに書かれている共通認識は人権の定義なのだと思える。
- ○委員長 「人権とは」、と書かれているので人権の定義となっている。委員の意見にあるように、誤解を招かないような表現案はないだろうか。
- ○委員 共通認識と基本理念の違いが分かりいくいので難しい。共通認識と基本理念のレイアウトを交互に変えるとすっきりすると思う。
- ○委員長 委員としては、共通認識があったほうがよいということでよいか。
- ○委員 そうである。
- ○委員長 基本理念に合った、市民に分かりやすい端的な共通認識を考えることとする。多治見市の「人権擁護モデル都市宣言」には推進の仕方や現状認識が書かれているので、参考にすることは難しい。委員の意見のように、多治見市がどういう社会にしていきたいかということをポイントにして、市民向けに分かりやすいフレーズにしていくことが1つの方向性だと思う。多治見市の「人権擁護モデル都市宣言」は、日本国憲法に基づいた社会づくりが意識されていると思う。日本国憲法が、どういう社会を作ろうとしているのか。そこで提案になるが、今、国際連合では、「SDGs(エスディージーズ)」持続可能な開発目標として、世界人権宣言など人権への言及も多く含まれている「誰一人取り残さない」という約束を掲げている。これは、現行の共通認識の全てにあてはまるように思う。国際社会の考え方を反映していくというのも1つの案だと考える。委員から提案はないだろうか。

それでは、委員会終了後、委員から提案がある場合は、意見提出シートに記載し 10 月 7 日までに事務局へ提出願う。

- ○委員 共通認識の「人権とは」という書き方はないほうがよいと思う。
- ○委員 委員長から提案のあった「SDGs (エスディージーズ)」はわかりやすくてよいと思う。「SDGs (エスディージーズ)」の「誰一人取り残さない」ということを最初にもってきて、次に基本理念の3つを掲げると整理がきれいにつくと思う。
- ○委員長 他の委員から意見はないか。今の案としては、委員の案をベースに考える

として、他に意見や提案があれば、意見提出シートで 10 月 7 日までに事務局へ提出願う。共通認識のイメージとしては、「本市では、誰一人取り残さない社会を作ることを認識し施策を推進していきます。」のような感じでどうだろうか。

もう1点、「本指針を推進するための視点」は必要だろうか。

- ○委員 あったほうがわかりやすいと思う。
- ○委員長 これまでの意見をまとめると、現行の指針の形を残すということでよいか。 これについても、委員から意見がある場合は、10月7日までに事務局へ提出しても らうということでお願いしたい。
- ○全委員 了承。
- ○委員長 再度確認するが、委員から体系図に関する意見はないか。私からの意見であるが、体系図の分野別施策ごとの取り組みについて、当事者がいるということを意識して、整合性を図ってもらいたいと思う。他の委員から体系図についての意見はないか。
- ○委員 分野別施策の取り組みのスペースが残っているところに、さらに追記できることはないか。あるならば追記したほうがよい。
- ○委員 現行の指針から、分野別施策の並び順を変えているが理由は何であるか。
- ○事務局 第2回の委員会において、分野別施策の並び順を、非常時と平常時で分類すると見やすいのではないかと意見があった。それについて、事務局で検討したが、分類することは人権問題の重要度に差をつけたような誤解を招くことになり、人権侵害とも捉えられるのではないかと考え、分類しないこととした。また、別の提案で、人権問題が個に起因して発生するもの、社会的関係に起因するもので分類すると見やすいとの意見があったので、その視点で並び替えをした結果が、今回提示している素案である。しかし、個と社会的の分類の判断は非常に難しく、特に当事者を傷つけることがないようにしたい。委員から意見をいただきたいと思う。
- ○委員長 事務局から委員からの意見を求めているので、積極的に発言願う。
- ○委員 この並び順と、以降の頁の並び順とは同じであるか。
- ○事務局 同じである。今後の議論で、体系図の並び順が変わるならば、それに合わせて以降の頁の並び順も併せて変更する。
- ○委員長 他の委員から意見はないか。ないようなので、私からの意見であるが、現行の並び順は、前段から後段にかけて、多治見市が取り組みに力を入れてきた順のように見える。人権問題は、複合的な面がある。例えば、無知であるために、子ども同士の間で性的マイノリティの人権侵害をしてしまうことがないように、教育を受ける時点からしっかりと人権を学ぶ必要があると思う。人権を絡めて考えると、「子どもの人権」の隣に並べて「性的マイノリティの人権」という案もあると思う。この素案の並び順について事務局の考えはどうであるか。
- ○事務局 順番については、取り組みに重きを置いているというよりも、人権問題を 抱えている人達が近くにあるもの、取り組みの手が届きやすい問題ということだと 考えている。

- ○委員長 取り組んできた実績ということであれば、この案の並び順でよいと思う。 提案であるが、50 音順で並び替えるのはどうだろうか。「誰一人取り残さない」と いう考え方でいけば、先に掲げられたものが優先されるような印象を取り除けるの ではないだろうか。
- ○委員 私は並び順を意識したことはないが、人権擁護局から示されている順は、改正案の順と同様だったと思う。だからといってその順番にこだわる必要はないと思う。
- ○委員長 他の委員から意見はないか。
- ○委員 事務局の説明のように、前段はよく聞く人権問題、後段は稀に聞く人権問題だと思う。委員長の言うように、50 音順で並べ、並び順を変えた理由を問われた時は、人権問題に重いも軽いもつけない「誰一人取り残さない」という考え方であると答えればよいと思う。メッセージとして伝わりやすいと考える。差別問題に重い軽いと判断するようなことが既に差別だと思う。
- ○**委員** 並び順のイメージではあるが、人権問題の解消への取り組みに差があるよう な意識が働いてしまうかもしれない。そう考えると 50 音順の案はよいと思う。
- ○委員 前段に書かれていることで、重要性が高いという認識は持たれてしまうかも しれない。
- ○委員長 今2つの案が出されたので、事務局で持ち帰り検討願う。次に、本文の議論に入る。委員1人ずつ意見を述べていただきたい。順に発言願う。
- ○委員 後日、意見提出シートで提出する。
- ○委員 説明文の資料として市民意識調査結果を表記し「特に問題があると思うこと」と「人権を守るために特に必要だと思うこと」が並べてあり、わかりやすくてよいと思う。挿入してある表の大きさに差があるのはなぜか。
 - 性的マイノリティの文章中に、「性的少数者」、「セクシャル・マイノリティ」と表現の違いがあるがよいか。注釈のところを、50音順よりもページ順のほうがさがしやすいと思う。
- ○委員 人権教育の現状と課題の文章のところになるが、市民意識調査の結果とそれにつながる文章がわかりにくいと思うので、もう少し説明を書き加えるとよい。
- ○委員 素案の内容で良いと思う。
- ○委員 用語の解説で不足しているものがあるため確認願う。前回の委員会で出ていた事項かと思うが、性的マイノリティは、SOGI(ソジ)ではなく、LGBTという表現に決定したのだろうか。
- ○委員長 SOGI (ソジ) だと全体のことになり、ソジの「SO」は、異性に対して恋愛感情を寄せ、性的な欲求を感じる性的指向を持つヘテロセクシャルも含めるものである。他の分野別の課題が、「子どもの」、「女性の」という書き出しにしてあるので、整合を図ると「性的マイノリティ」か「LGBT」のいずれかになると考える。この表現については、岐阜県内で活動をしている関連団体があれば、当事者の言葉を採用することがよいと思う。

- ○委員 「LGBT」だと、それ以外の性のあり方を落としてしまうのではないか。そう 考えると、SOGI (ソジ) の方が広く捉えていてよいのではないか。
- ○委員長 広く捉えるとすれば「性的マイノリティ」という表現のほうが適切かもしれない。
- ○委員 「性的マイノリティ」だと、性自認が外れてしまう印象となってしまわない だろうか。
- ○**委員** 「LGBT」のほうがよいように思うが、前回の委員会で「性的マイノリティ」という表現に決まったのではないか。
- ○事務局 前の委員会で、委員から「性的マイノリティのほうが、性のあり方を広く 包んだ表現だと思う。」との意見があり、事務局も同様の考えであったため「性的 マイノリティ」の表現案を採用した。
- 〇全委員 了承。
- ○委員 施策の方向性で「外国人の人権」と「労働者の人権」の文章をもっと厚くできないだろうか。
- ○委員長 外国人登録されていない方や技能実習生の雇用問題について追記できないか。委員からの意見で出された「外国人の人権」と「労働者の人権」はリンクした問題である。この問題は、国や県と連携して取り組むものであるので、そのことを追記できるとよいのではないかと思う。
- ○委員長 委員から他に意見はないか。
- ○**委員** 用語のところで、「成年後見人制度」の文言を「制限行為能力者制度」に変えたほうがよいと思う。
- ○委員長 他の委員から意見はないか。今後、意見等あれば意見提出シートで事務局へ提出願う。ないようなので、ここからは私の意見を述べる。次のことについて事務局で検討願う。
 - ①多治見らしさを出すために、例えば、子どもの権利に関する条例や男女共同参画推進条例など冊子内の調整が可能な限りでよいが掲載できないか。②基本的人権の尊重のところでは、日本国憲法と国際条約の繋がりを書いたほうがよいのではないか。③人権問題の複合的な面の追記④学校教育の現状と課題のところで、これまでの取り組みを追記⑤人権啓発の施策の方向の文書で、取り組みの主体がまずは公務員であることを意識した書き順⑥パブリックコメントを参考に当事者に寄り添うものとする⑦「外国人の人権」の現状と課題の文章中の、我が国の歴史的経緯(日韓併合)説明の追記⑧「HIV 感染者・エイズ患者等の人権」で、HIV 感染者に関する説明の追記⑨施策の方向の偏見や差別の撤廃の文章に、事例があった場合の対応を追記⑩「ハンセン病回復者等とその家族の人権」の現状と課題の文中「1953年らい予防法」を強化したことについて追記⑪「被疑者・被告人・受刑者・出所者とその家族の人権」のタイトル案について、代案があれば委員からも意見願う。施策の方向性の中に多治見市で取り組める支援策があればそれを追記⑫「ホームレスの状態にある人の人権」のところで、子どもがホームレスを殺傷する事件などが日本

で起きてしまっていることを追記⑬同和問題(部落差別)の施策の方向の取り組みの並び順⑭「インターネットによる人権侵害」で、最近あった企業による個人情報の流出事件を事例として挙げ、企業への啓発を意識した形の追記⑮「人身取引被害者の人権」で、人権侵害があった場合の対応の追記⑯「災害に起因する人権問題」が起きた場合の横断的な連携について。「インターネットによる人権侵害」と紐づけられるとよい「⑪第3章 施策の推進にあたって」の頁の位置について。以上が私の意見である。委員から意見はないか。

- ○委員 無国籍者について、子どもの人権に書き足したらどうだろうか。
- **○委員長** 重要な人権問題であるので、子どもの人権のところで追記するのはどうだろうか。
- 〇委員 了承。
- ○**委員長** 他の委員から意見はないか。今後意見等あれば、「意見提出シート」で、 10月7日までに事務局へ提出願う。

【議題2】 次回開催日について

- ○事務局(説明) ①次回委員会開催日について 10/31(木)開催決定
- ○委員長 これをもって、第3回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了する。